

家庭用厨房給湯暖房契約
(まるごとHOTプラン)
(選 択 約 款)

令和 6年 8月 1日実施

水 沢 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1. 適用	P	1
2. 約款の届出及び変更	P	1
3. 用語の定義	P	1
4. 適用条件	P	2
5. 契約の締結	P	2
6. 使用量の算定	P	3
7. 料 金	P	3
8. 単位料金の調整	P	3
9. 設置の確認	P	4
10. その他	P	4
附 則	P	5
別 表		
1. 早収料金の算定方法	P	6
2. 料金表	P	7

家庭用厨房給湯暖房契約

1. 目 的

この選択約款は、家庭用の厨房、給湯分野の安定的供給と家庭用温水暖房機器等の普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス供給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の契約内容は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び(4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 契約内容の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の契約内容に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約内容の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する調理用の機器をいいます。
- (2) 「給湯機器」とは、エネルギー源にガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (4) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分と居住の用に供された部分とが結合している住宅をいいます。

- (6)「消費税等相当額」とは消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金(税抜)又は調整単位料金をいいます。
- (9)「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものです。
- (10)「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」…基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1)風呂、給湯に給湯機器、併せて厨房機器と暖房機器をいずれかの条件で使用されること
- ①専用住宅で使用する場合
 - ②併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合で居住部分で使用する時
- (2)専用住宅または併用住宅の居住部分におけるガス使用量が16立方メートル毎時以下の1個のガスメーターで計量されること

5. 契約の締結

- (1)お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2)契約期間は次のとおりといたします。
- ①新たにガスの使用を開始した場合の契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
 - ②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3)本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別変更の場合はこの限りではありません。(4)において同じ。)
- (4)本契約の契約期間満了前に他の契約種別(ガス小売供給約款に定める契約を除きます。)へ変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、料金としてお支払いいただきます。

また、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。（料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）

(3) 支払期限

① 料金は、②に定める支払期限日までにお支払いいただきます。

② 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月31日から翌年1月3日までをいい、(1)においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）＋0.086円×原料価格変動額／100円

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

＝基準単位料金（税抜）－0.086円×原料価格変動額／100円

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第5位以下の端数は、切り捨て。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

52,630円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）とトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9571 \\ & + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0471 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所及び支社に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

(1) 当社は、厨房機器、給湯機器及び暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。

この場合には、正当な事由がない限り、業務部分へ立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

(2) 厨房機器、給湯機器及び暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成29年 4月 1日から実施いたします。

附 則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、変更前の家庭用厨房給湯暖房契約に基づき料金を算定するものと致します。

附 則

1. この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和5年 6月 1日から実施いたします。

附 則

1. この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和6年 8月 1日から実施いたします。

(別 表) 適用する料金表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 税抜表示

使用量 (1ヶ月及びガスメーター1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 15立方メートルまで	1,000.0000円	193.3921円
15立方メートルを超え 89立方メートルまで	1,200.0000円	180.6659円
89立方メートルを超える場合	6,542.0000円	120.9088円

(2) 税込表示

使用量 (1ヶ月及びガスメーター1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 15立方メートルまで	1,100.0000円	212.7313円
15立方メートルを超え 89立方メートルまで	1,320.0000円	198.7324円
89立方メートルを超える場合	7,196.2000円	132.9996円

(3) 調整単位料金

(1) の各基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

